

(別紙)

建築基準法施行令の一部を改正する政令案に寄せられたご意見の趣旨と国土交通省の考え方

寄せられたご意見の概要	国土交通省の考え方
【第 129 条の 6 第 1 号・第 3 号関係】	
<p>現在の施行令では、地階又は 3 階以上の階に居室を設けない建築物では難燃材料以外の材料が許容されているので、難燃材料以外の場合は強度の基準を考慮していただきたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、地階又は三回以上の階に居室を有さない建築物に設けるエレベーターのかご等にあつては、不燃材料以外の材料で造ること等を許容していますが、エレベーターのかごについてはかご内の人又は物の衝撃に対して安全を確保する必要があり、この観点からその構造方法を定めることとする予定です。</p>
【第 129 条の 10 第 3 項第 1 号関係】	
<p>戸開時動いてもよいという前提への変更は、安全面では危険な方向への改悪である。条文内容の変更は必要ない。①故障、②構造方法と大臣認定を追加すればよい。</p>	<p>ご質問においては、戸開時動いてもよいという前提への変更であり、安全面では危険な方向への改悪である旨主張されていますが、今回の政令改正においても、令 129 条の 8 第 2 項において「かご及び昇降路のすべての戸が閉じた後、かごを昇降させるものであること」という戸開き走行を防止する規定は設けられており、これに加えて、仮にこの機能を有する制御器が故障し、かご及び昇降路のすべての戸が閉じる前にかごが昇降した場合に自動的にかごを制止させる安全装置の設置を義務づけるものであり、安全性をより高める方向への改正であり、ご意見は事実誤認であると考えております。</p>
駆動装置又は制御器に故障が生じなくてもロープスリップな	かごを制止する方法としては、かご、ロープを把持するものな

<p>どブレーキ以外の要因により、かごの停止位置が著しく移動する可能性があり、この点を配慮した文言とすべきである。</p>	<p>ど様々な方法が考えられます。ロープと滑車等の摩擦力の低下による滑りについては、現行基準において策が滑車から外れないことや積載荷重の 1.25 倍の荷重が加わって場合でもかごの位置が著しく移動しないことを規定し、これによりロープ滑りを防止しています。</p>
<p>【第 129 条の 10 第 3 項第 2 号関係】</p>	
<p>地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定めた加速度を検知しとあるが、かご内での衝撃は乗り合わせた人が一斉に飛び上がるなどが想定される。この場合、現行では調速機が異常を感知して非常止め装置が作動することとなり、運転不可の状態となる。従って、「自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、」の規定を満足するような運転を行うことができない。また、調速機及び地震感知器以外の加速度検知器を装備することが要求されるものとなるのか。</p>	<p>本規定における地震その他の衝撃とは、エレベーターに加えらるるものを想定しており、これを検知する装置として、地震等感知器が考えられます。</p>
<p>【第 129 条の 10 第 3 項第 4 号関係】</p>	
<p>荷物を積んだフォークリフトがエレベーターに入ったことにより、ロープが滑りカゴが落下したとの話を聞きます。エレベーター前に荷重測定する装置を置いて入れなくするか、重過重のカゴを制動できる安全装置を設置する必要があると思います。</p>	<p>ご指摘の現象について現時点では把握しておりませんが、現行基準において、策が滑車から外れないことやフォークリフト等が使用されるエレベーターについては、積載する荷物のほかにフォークリフト等自体の荷重も一時的にかご床に加わることを考慮し、積載荷重の 1.5 倍の荷重が加わっても著しく変動しない旨規定し、これによりロープ滑りを防止しています。</p>
<p>【第 129 条の 11】</p>	
<p>「安全上支障がない場合において」の規定の適用除外の条件を明</p>	<p>「安全上支障がない場合」については、事例を示していきたいと</p>

確にして戴きたい。	考えております。
【第 129 条の 13 の 3】	
第 129 条の 10 第 3 項第 2 号に掲げる装置の機能を停止させとあるが、地震によるダメージを確認せず非常用 E V として使用させることは非常に危険が伴うので避けなければならない。地震感知器の機能を停止させて使用することに関しての前提条件が必要である。	本規定は、消防隊が消防活動において非常用エレベーターを使用する際に、地震時等管制運転装置がその支障とならないように機能を停止させることができることを想定したものです。
【附則】	
施行期日は、告示開示後「1 年」とすべきと考えます。たとえば、告示の公布が平成 2 1 年 8 月になっても、施行は 9 月（準備行為期間 1 ヶ月）と言うことになりすし、告示が公布されなくとも施行開始となります。	今回の政令改正に伴って制定又は改正する告示については、可能な限り速やかに公布するとともに、関係団体等を通じて適宜周知してまいります。
【準備行為】	
大臣認定は施行日以前にも手続きが出来るとのことですが、型式適合認定についても同様に手続きが出来るようにお願いします。 今回の政令改正に伴いエレベーターの構造等に変更があった場合でもプレハブ住宅の型式適合認定及び製造者認証が使用できる方策をとっていただきたい。	エレベーターに係る型式適合認定や型式部材製造者認証の手続きについて、施行日以降に可能な限り速やかにできるように適切に対応してまいります。 なお、今回の政令改正により型式適合認定等の一連の規定に係る適用関係が変わる場合は、型式適合認定等について取得し直す必要があります。
【その他】	
戸開走行事故再発防止策は原因究明なくして、真の再発防止なし。エレベーター事故の真の再発防止のために事故調査委員会を設立していただき、原因究明してもらいたい。	ご指摘のとおり、再発防止策を講ずるためには事故原因を究明することは重要なことと考えております。 しかしながら、事故原因の究明が困難な中で、学識者等からな

自動的にかごを制止する装置を義務づけようとするものとのことですが、どのような場合に、どのようにして自動的にかごを制止するのかが不明です。一般国民に理解できるように、そして、エレベーターの製造業者等に明確に義務づけるように、具体的にどのような場合に、どのようにして自動的にかごを制止する装置が義務づけられるのかを、建築基準法施行令自体で明らかにすべきです。

る社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故災害対策部会において、想定される事故原因や再発防止策について検討がなされ、一定の対策を講ずることは有効であることとされたところであり、これを踏まえ、今回、建築基準法を改正し、戸開走行保護装置の設置義務づけを行うことといたしました。

戸開走行保護装置の具体的な基準については、今後速やかに示していきたいと考えております。